

安平町地域防災計画の修正に係る新旧対照表

令和元年度

区分		新	旧	備考
①	修正 20 ページ	<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>第2節 災害情報通信計画</p> <p>2 災害通信計画</p> <p>(3) 副通信系統（専用無線施設の利用）</p> <p>イ MCA無線機による通信</p> <p>町が保有するMCA無線機施設（別冊9）の無線を利用して情報収集に当たる。</p>	<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>第2節 災害情報通信計画</p> <p>2 災害通信計画</p> <p>(3) 副通信系統（専用無線施設の利用）</p> <p>イ MCA無線機による通信</p> <p>町が保有するMCA無線機施設（資料2）の無線を利用して情報収集に当たる。</p>	
②	追加・修正 23 ページ	<p>4章 災害予防計画</p> <p>町は災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。災害対策を計画的に推進するため、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、この計画の定めるところによる。</p>	<p>4章 災害予防計画</p> <p>災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、この計画の定めるところによる。</p>	
③	修正 26 ページ	<p>4章 災害予防計画</p> <p>第3節 水害予防計画</p> <p>3 水防危険区域及び水防施設</p> <p>(4) 水防資機材の備蓄と調達</p> <p>水防作業の実施に伴う水防資機材の保有状況は、別冊2のとおりである。</p> <p>なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。</p>	<p>4章 災害予防計画</p> <p>第3節 水害予防計画</p> <p>3 水防危険区域及び水防施設</p> <p>(4) 水防資機材の備蓄と調達</p> <p>水防作業の実施に伴う水防資機材の保有状況は、別表7のとおりである。</p> <p>なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。</p>	
④	追加 32 ページ	<p>4章 災害予防計画</p> <p>第3節 水害予防計画</p> <p>7 水防活動</p> <p>(4) 水防活動に従事する者の安全確保</p> <p>ライフジャケットの着用、通信機器の携行、指揮者又は監視員による現場状況の把握・必要に応ずる避難を含む具体的な指示や注意を行う等水防活動（避難誘導や水防作業）に従</p>	<p>4章 災害予防計画</p> <p>第3節 水害予防計画</p> <p>7 水防活動</p>	<p>水防活動に従事する者の安全確保を追加</p> <p>消防と協議</p>

		<p>事する水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意する。</p>		
⑤	追加 39 ページ	<p>4章 災害予防計画 第9節 消防計画 1 組織計画 (1) 安平消防署・安平消防団の組織は、資料5のとおりとする。 (2) 消防団員の確保 町は、消防署安平支署と連携し消防団への積極的な加入が促進されるよう啓発活動に努める。</p>	<p>4章 災害予防計画 第9節 消防計画 1 組織計画 安平消防署・安平消防団の組織は、資料5のとおりとする。</p>	安平消防と協議
⑥	追加 46 ページ	<p>4章 災害予防計画 第11節 自主防災組織の育成等に関する計画 4 自主防災組織等の活動 (1) 平常時の活動 イ 防災訓練の実施 日頃から繰り返し訓練を実施、防災活動に必要な知識や技術、行動等を習得する。 町は、消防署安平支署（消防団）と連携し自主防災組織等の訓練に協力する。 訓練を計画する際には、地域の特性等を考慮した中で、次の個別訓練が考えられる。</p>	<p>4章 災害予防計画 第11節 自主防災組織の育成等に関する計画 4 自主防災組織等の活動 (1) 平常時の活動 イ 防災訓練の実施 日頃から繰り返し訓練を実施、防災活動に必要な知識や技術、行動等を習得する。 訓練を計画する際には、地域の特性等を考慮した中で、次の個別訓練が考えられる。</p>	安平消防と協議
⑦	追加 48 ページ	<p>4章 災害予防計画 第12節 食糧等の調達及び確保並びに防災資機材等の整備 2 防災資機材の整備 別冊2 安平町災害時備蓄計画による。</p>	<p>4章 災害予防計画 第12節 食糧等の調達及び確保並びに防災資機材等の整備 2 防災資機材の整備</p>	

⑧	追加 56 ページ	<p>第5章 災害応急対策計画 第4節 災害広報計画 2 災害情報等の発表及び広報の方法 (2) 一般住民等に対する広報の方法 ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害状況の推移を見ながら次の方法により行うものとする。その際、要配慮者への伝達に十分配慮する。 (ウ) エリア放送、ホームページ、電子メール等の利用</p>		業務継続計画との整合
⑨	追加 60 ページ 一部削除 追加	<p>第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画 1 避難計画 (2) 避難の勧告及び指示区分の基準 表から「住民に求める行動」を削除 (4) 警戒レベルと居住者がとるべき行動別表</p>	<p>第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画 1 避難計画</p>	警戒レベルの運用
⑩	追加 108 ページ	<p>第5章 災害応急対策計画 第24節 防災ボランティアとの連携計画 3 災害ボランティアセンターの開設・運営 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が開設・運営する。</p>		ボランティアセンター運営者

⑪	追加 112 ページ	<p>第6章 地震災害対策計画</p> <p>第1節 安平町周辺における地震の発生状況と地震想定</p> <p>1 安平町及び周辺における地震の発生状況</p> <p>北海道は、地震国日本の中でも地震の多いことで知られているが、安平町での大きな地震としては、2013年(平成25年)及び2017年(平成29年)に最大震度5弱、2018年(平成30年)9月に震度6強の地震(平成30年北海道胆振東部地震)、2019年(平成31年)2月に震度5強の地震が発生した。</p>	<p>第6章 地震災害対策計画</p> <p>第1節 安平町周辺における地震の発生状況と地震想定</p> <p>1 安平町及び周辺における地震の発生状況</p> <p>北海道は、地震国日本の中でも地震の多いことで知られているが、安平町での大きな地震としては、2013年(平成25年)及び2017年(平成29年)に最大震度5弱</p>	平成30年北海道胆振東部地震及びその余震を追加
⑫	修正 112～113 ページ	<p>第6章 地震災害対策計画</p> <p>第1節 安平町周辺における地震の発生状況と地震想定</p> <p>2 地震被害想定</p> <p>別紙 「北海道における地震の想定」</p>	<p>第6章 地震災害対策計画</p> <p>第1節 安平町周辺における地震の発生状況と地震想定</p> <p>2 地震被害想定</p> <p>北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、大きく分けて3つに分類される。</p> <p>(1) 太平洋沖合のプレート境界付近を震源域とする地震</p> <p>数十年から100年程度の周期で大地震を繰り返し発生しているものであり、昭和27年の十勝沖地震(M8.2)や平成15年の十勝沖地震(M8.0)の地震があげられる。</p> <p>(2) 日本海東縁部で発生する地震</p> <p>昭和15年に発生した積丹半島沖地震(M7.5)や平成5年の北海道南西沖地震(M7.8)があげられる。</p> <p>(3) 断層型地震</p> <p>プレート境界から離れた陸域内の浅い箇所(深さ約20km以内)で発生する地震で、活断層を残すとともに繰り返し起こる可能性がある地震活動である。この地震が都市の直下で発生した場合、平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震のように大きな被害をもたらす場合がある。</p> <p>国内の陸域及び沿岸域に主要な活断層は98カ所あり、道内にも主な活断層は18カ所存在する。中でも石狩低地東縁断層帯</p>	

			<p>は、美唄市から本町富岡に至る約66kmからなる主部と、千歳市から苫小牧市に至る約23kmからなる南部からなり、主部についての平均的な活動間隔は約3,300年から6,300年であった可能性がある。なお、南部の最新活動時期を含めた最近の活動履歴については不明である。</p>	
--	--	--	---	--